

平成29年 8 月 18日（金曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成29年 美里町議会議会運営委員会会議録

平成29年8月18日(金曜日)

出席委員(6名)

委員長	大橋 昭太郎 君	
副委員長	藤田 洋一 君	
委員	福田 淑子 君	櫻井 功紀 君
	我妻 薫 君	橋本 四郎 君

欠席委員(なし)

委員外議員	平吹 俊雄 君
議長	吉田 眞悦 君

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	伊勢 聡 君
企画財政課長	佐々木 義則 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田 泉 君
事務局次長兼議事調査係長	高橋 美樹 君

平成29年8月18日(金曜日) 午後4時55分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会8月会議について

- 1) 議案等について

行政報告 1 件

議案 6 件（条例 5 件、補正予算 1 件）

2) 会議の期間及び議事日程について

期間 8 月 2 1 日（月） 1 日間

3) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午後4時55分 開会

議会事務局長(吉田 泉君) では、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長(大橋昭太郎君) 大変きょうの全協、御苦労さまでございました。まさかこんな時間までかかるとは。これから議運とは思っておりませんでした。8月会議、よろしくお願ひいたします。

当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。副議長には委員外議員として参加していただいております。

それでは、早速、議長からの諮問、議案等について説明をお願いしたいと思います。

総務課長(伊勢 聡君) 本日は、議会8月会議に当たりまして議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。本会議におきましても、御指導、御助言等よろしくお願ひ申し上げます。それでは、着座させて説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに行政報告でございます。

1件報告させていただきます。美里町スポーツ施設指定管理者の特定非営利活動法人美里町体育協会役員の変更についてでございます。

美里町スポーツ施設の指定管理者である特定非営利活動法人美里町体育協会が平成29年6月24日に開催した総会において、瀬川春雄会長にかわり、武田高誠氏を会長に選出したとの届け出が平成29年8月2日にありましたことから、御報告申し上げます。

詳細につきましてはお配りいたしております行政報告資料のとおりでございます。

以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、次、お願ひいたします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、議案に移らせていただきます。

議案書1ページから順に説明させていただきます。

初めに、議案第10号美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する等の条例について御説明申し上げます。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第48号)が平成29年6月2日に公布され、同年7月24日に施行されました。これに伴いまして、農村地域工業等導入促進審議会の名称を、農村地域産業導入促進等審議会に改めるほか、所要の改正を行うものであります。また、当該法改正により工業等導入地区に係る地方税の課税免除または均一課税に伴う

基準財政審議会の調整の措置が廃止されたことに伴い、美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、本会議におきまして産業振興課長及び税務課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 続きまして、議案書 3 ページでございます。議案第11号美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例及び美里町東日本大震災復興特別区域法第28条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）が平成29年 6 月 2 日に公布され、同年 7 月31日に施行されました。これに伴い、法律の題名が改正されたほか、同意企業立地促進区域の名称が、工業立地特例対象区域に改められたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、本会議において産業振興課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 4 ページでございます。議案第12号美里町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が平成29年 6 月 2 日公布され、一部の規定が同年 7 月 1 日に施行されました。これに伴い、介護保険法（平成 9 年法律第123号）の一部が改正され、介護保険法第214条第 3 項に規定する調査のための物件の提出命令等に従わない者に対して、市町村が条例で定めることにより過料を科すことができる対象者に第 2 号被保険者の配偶者等が追加されたことから、本町の条例においても同様の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、本会議におきまして健康福祉課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 5 ページでございます。議案第13号美里町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）が平成29年3月31日に公布及び施行されたことなどにより、主任介護支援専門員の定義が改正されたことから本町の条例においても同様の改正を行うものであります。

お配りいたしております資料編の10ページをお開き願います。ページ中ほどの概要4行目でございます。ここに主任介護支援専門員の定義が書いてございます。この部分でございます。

詳細につきましては、本会議におきまして健康福祉課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 課長。これは介護支援員の職務の文書というのかね。こういうのあったらもらえませんか。介護支援員の仕事の内容。（「介護支援専門員がどういう仕事か」の声あり）介護支援センターの仕事を一括してもらえればなおいいです。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午後5時04分 休憩

午後5時08分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案書 7 ページでございます。議案第14号美里町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）が平成29年7月21日に公布され、また公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第47号）が同年7月26日に公布され、それぞれ同年7月26日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

お配りいたしております資料編12ページをお開き願います。ページ中ほどの概要をごらん願いたいと思います。改正の概要につきましては、ここに記載のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第15号につきましては企画財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（佐々木義則君） 企画財政課長の佐々木です。きょうはよろしく申し上げます。

それでは、議案第15号平成29年度美里町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

議案書9ページになります。予算本文第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,685万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億5,404万7,000円といたしております。

詳細につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。議案書18、19ページになります。

2款総務費に483万9,000円追加いたしました。1項総務管理費の財産管理費に看板撤去及び看板設置業務委託料53万7,000円、測量調査業務委託料188万2,000円、総合交通対策費に住民バス運行業務委託料242万円、それぞれ追加しました。看板撤去及び看板設置業務委託料につきましては、郷土資料館の開館に伴い新たに施設看板を設置するとともに旧施設名称の看板を撤去するものでございます。

次に、測量調査業務委託料につきましては、十王山公園の土地境界確定測量業務の委託に要する費用でございます。これまで十王山公園は木間塚地区の同公園の土地所有者から無償で借り受け、地域の憩いの場として活用してきたところでございますが、土地所有者から土地を町に寄附したいとの申し出を受けましたので、これをお受けすることとし土地境界確定の測量を行うものでございます。

住民バス運行業務委託につきましては、宮城県南郷高等学校から生徒の通学の利便性を図り今後の生徒確保にもつなげたいと、数年前から住民バスの運行について要望がございました。南郷高等学校の生徒の通学にとって、住民バスは必要な交通手段ということから、このたび美里線の運行ダイヤを9月から一部改正するとともに、JR鹿島台駅までのバスを増便したいと考えまして、今回それらに伴う費用を追加するものでございます。

続きまして、4款衛生費に1,201万8,000円追加いたしました。1項保健衛生費の健康増進費に放射性物質汚染稲わら等の収集運搬従事者等健康診査委託料201万5,000円、環境衛生費に地球温暖化対策実行計画策定業務委託料992万6,000円の追加が主なものでございます。放射性物

質汚染稲わら等の収集運搬従事者等健康診査委託料につきましては、東日本大震災が発生した直後に放射性物質に汚染された稲わら等を収集し保管している皆様の健康不安を、少しでも解消したいことから健康診査を行うための費用を追加するものでございます。

地球温暖化対策実行計画策定業務委託料につきましては、一般財団法人環境イノベーション情報機構が環境省に対して補助金の執行団体としての申請をし受理されて実施している二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の事業採択を受けたことから、策定が義務づけられております地球温暖化対策実行計画について補助金を活用し策定するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16、17ページになります。17款繰入金に685万7,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に685万7,000円追加いたしました。19款諸収入に1,000万円追加いたしました。4項雑入に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,000万円追加いたしました。地球温暖化対策実行計画の策定に対する、環境省からの補助金の執行団体である一般財団法人環境イノベーション情報機構からの補助金でございます。

以上、補正予算の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

福田委員。

委員（福田淑子君） 4款衛生費1項5目二酸化炭素環境施設と二酸化炭素削減エネルギー利用効率向上対策事業についての概要の事業ガイドですね、資料、お願したいと思います。

企画財政課長（佐々木義則君） 今回のこの概略を。実行計画策定業務に関する計画の内容ということになります。

委員長（大橋昭太郎君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 事業としての、委託料だけでなく事業そのものの概要、事業概要。

企画財政課長（佐々木義則君） 国庫施設の二酸化炭素のエネルギー効率向上対策事業につきましては、現在当初予算で実施計画にも掲載させていただいている事業になります。

内容は、新規事業でなくて内容的には公共施設の二酸化炭素の排出量を削減するためにいる事業計画ということで、今年度につきましてはみやぎ環境税等を活用しながら公共施設の二酸化炭素、具体的には蛍光灯を省エネ蛍光灯に改修する工事等をこういふふうに進めているところです。

今回は国で定められております、今言ったとおり部分的にというか町としては事業をしていますけれども、計画をつくってするということなものですから、それが義務づけられているということで今回その策定をします。それに伴ってというか、策定に当たりまして財団法人から

モデル事業に承認されたものですから、その補助金を活用しながら実行計画の策定をしていくということです。

つくることで、新たにほかの温暖化対策事業も補助事業で取り組める。

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員。

委員（我妻 薫君） 環境省からの義務づけられたというけれども、義務づけられた事業計画が何で一般財団法人からの補助が財源になるのか。認められたというけれども、そのほかの財源でもできる事業なのか。だから、この財団の中身、今まで補助金というのは、諸収入で補助金というのはなかったように思うのね。だから、その辺の説明、何かあれば。国からの補助金でないからさ。

委員長（大橋昭太郎君） 課長。

企画財政課長（佐々木義則君） 具体的に、法律上実行計画の策定については法的に義務づけられているもので国からの直接の財源はありません。なくて、今回は国の策定を推進するためにモデル事業的に、環境省からの補助金の執行団体である一般財団法人が地方公共団体の温暖化対策のためのモデル事業ということで実施しているんですね。それをたまたまというか、うちのほうでこういう事業があるというのを見つけたものですから、そちらに申請を出したところ承認を得られましたので、今回はその事業を活用しながらその計画を策定しています。

委員（我妻 薫君） その財団に認められなければ、自前、独自財源でやるしかないという代物なの。それが国が義務化している。こっちに誘導するようにしか考えられない。金なければできないんだから。金欲しければこっちに申し込めよとしか見えない。

だから、これは全自治体はその財団が認めるわけでないから。財団の認めないところは義務化されても金がなければできないという代物なんだから。金なくてもやりなさいと義務づけされているのに、これなかったらどういうふう考えていたのか。財団見つからなかったら一般財源で1,000万円出すつもりで当初予算考えていたのか。

企画財政課長（佐々木義則君） そういう意味では、今環境省でこの策定の支援サイトというのがありまして、こういう形でしてくださいという形の内容は明記されているんですが。

委員（我妻 薫君） いずれこの財団のわかる、何か資料を。どういう財団なんだか見つけてきて。どういう目的でつくられている財団なんだか、それぐらいの資料ぐらい。何で環境省が直接やらないのか。

委員長（大橋昭太郎君） 福田委員。

委員（福田淑子君） 議員が理解できるような資料を出していただきたいということですよ。

聞かなきゃわからないというあれでなくて。私たちは議運で今知ったけれども。策定の資料とかそういうのはないの。委託の事業目的とか、そういうのを書いたような資料というのはいないの。それとも、口頭で全部説明する。

企画財政課長（佐々木義則君） 考えていたところではあったんですけども、今回の内容は町でいう公共施設、業務の事務とか業務の中で少しでもCO₂削減をしていくための行動計画をつくりなさいという中身になっていますので、仮に今もやっているCO₂を削減するために、電気で省エネ化というのをどうしていくかという事業の行動計画を策定していくことになるんですけども、確かに今はそれらの状況を提出しなければならないということも当然ありますので、その辺は私たちだけでなく当然業者さんをお願いしなきゃいけない部分も当然あるということで、職員だけではなかなか策定するのは難しいと考えていますので、当然ある程度の経費はかかるだろうと想定はしていたんですが、国でも確かに今議員さんからお話があったとおり、国が策定を義務づけるんだったらそれに対しての財源をすべきだとは思んですけども、現在そういう状況でなくてモデル的に先に計画をつくって、それを実際実行させてそれをモデルに推進させていこうということで、財団法人で事業化されるといったことでそれをうまく町としても活用してやろうということですので。（「じゃあ、今我妻さんたちが言ったようにその財団の概要なり活動内容の部分についての資料を配付、もらえないかということ。調べたら出てくるような財団だと思う」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 我妻委員。

委員（我妻 薫君） これは一般入札に対応していけるような対策なの。一般入札でできるような。今まで計画なくても温暖化対策やってきているんだからね。

委員長（大橋昭太郎君） 副委員長。

副委員長（藤田洋一君） さっきの課長説明で義務づけられたというところ、私も濁したんですけども、義務づけられたわけではないんですね。義務づけられたってさっき、説明の中で私メモしたんです、環境省。

企画財政課長（佐々木義則君） 環境計画をして、策定しなさいということで一応法律上は明記されていることです。これは2015年にフランスパリでCOP20ということで、全体の温暖化対策をいわゆる規定するという部分でパリ協定されまして、それに基づいて国でまず地球温暖化対策計画というのをつくったんですね。それをもとに市町村での行動計画をつくってくださいという内容。（「そういうのあるんでしょう。出ている資料はあるのか」の声あり）資料というか、私のほうで持っている環境省のホームページの。（「財政課長が持っている資料でいいと

思いますから、それをみんなに配付してもらおうということによろしいですか」「1,000万円近いんです、だから雑入だとしても」の声あり)

委員長(大橋昭太郎君) 当日の朝ということでいいですか。(「そうしますと資料はこの概要」「環境省のホームページには載っているんですが、美里町そのものの事業でなくてこの制度の概要なんですね」「それでいい、いいよね、それでね」の声あり)

暫時休憩します。

午後5時28分 休憩

午後5時38分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

それでは、ちょっと環境省で出している資料等についていただくということによろしいですか。(「はい」の声あり)

課長、当日の朝でいいですね。21日の朝。当日の朝にお願いいたします。

ほかにございませんか。財団の資料で、よろしいですか。(「はい」の声あり)

執行部の皆さん、何かほかにありましたら。よろしいですか。

それでは、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後5時39分 休憩

午後5時39分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

会議の期間及び議事日程についてでございますが、お手元に配付になっておりますが、会議の期間は21日1日間によろしいですか。(「はい」の声あり)

それでは、8月21日1日間といたします。

議事日程についてもよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

それではこの議事日程でお願いします。

続きまして、陳情、要請等でございます。お手元に配られている陳情書でございますが、いかがいたしましょうか。

議長。

議長(吉田眞悦君) 実は、その関係につきましては先般県北議長会があって、加美町の早坂

議長のお話を6町の中にといいことでお話をしてきました。ただ、その発端になったのは加美町議会で北海道何町だけ、全国議長会で表彰を受けたところなんですが、名前をど忘れしていますけれども、そこに視察に行ったんだそうです。そのときに、向こうの議会議長のほうからということだと思いますけれども、こういう全国森林環境税について北海道からかなり出していただいてその町でも出したということで、当然こういう組織、後ろのページにも載っているんですけれども、全国森林環境促進連盟会員名簿ということでこういう方々が平成6年あたりから組織化を図って活動して森林を守るためにということで新しい森林環境税というか、これに書いてあることしかわからないんですけれども、それらの創設を目指して事業展開しているということで各議会、もちろん加美町は当然ですけれども、それらの森林を多く抱えている地域にとっては森林を維持するだけでも大変な状況になってきているということで、新たな税を創設して日本全国民で守っていきましょうという趣旨みたいなそうですが、宮城県で、私もこれを見たときに初めてわかったんですが、我が町は入っているんですね、どういうわけか。そのとき知らなかったんですけれども、山のない美里町が。（「涌谷町は」の声あり）涌谷町は入っていません。

それで、後日調べましたら、やはりうちの町が平成20年10月に加盟したみたいなんです。組織的につくっていきましょうということで、たまたまうちの前町長さんが町村会長のときに宮城県もそういう動きをしていかなければだめなんじゃないですかということで、自分が音頭を取る以上自分の町も入らなければと思って入ったようです。

ただ、これが議長会の話の中では、まさかこんなに急に話が出てすぐ出されるとこっちも思っていなかったのもそういう雰囲気でもなかったのも、まずみんなでその辺1回考えてみますかだけの話だったんですけれども、加美町で早急に送って。

委員長（大橋昭太郎君） 県北のときですか。加美町からですか。

議長（吉田眞悦君） ということで話を受けたんですけれども、確かに環境を守っていくのは大事なことですけれども、森林に特化した関係なんですね。新たな税金を創設ということで趣旨的にはわかるんですけれども、全国民のそれを新たな税を創設して守るということと、国の責任でやる部分だという考えといろいろあるものですから、今回については恐らく県北6町で果たして足並みがそろうのかなと。正直、出されてすぐこれになったものだから、唐突なんです。ですから、こういう考え方もあるんだよということで皆さんにお示ししていただいて今回についてはまず皆さんにひとつこういう考え方の動きもありますよということでいいんじゃないかなと私は思っています。

委員長（大橋昭太郎君） それでは配付のみということでいかがでしょうか。

橋本委員。

委員（橋本四郎君） 何であろうと、議長の説明が二酸化問題。今、森林があると二酸化問題があるんです。相対的にそういう関係があるのに森林が管理が悪いために、この間の大雨のときに山で倒木した木が流れて町を壊す。そういう関連が出てくるんだから、何で今やってダメなの。今やって、今それに乗っかっていって。環境問題のことでいえば、賛成、反対はないでしょう。

議長（吉田眞悦君） 橋本委員、だからそれはよそで新たな税金をつくって、国民みんなからいただきましょうという、ただそれは増税にもなるから、確かにそれを言ってしまえばみんなでするべきものだというのは立派な考えだと思う。ただ、逆に言ったら平場であろうとも農地であろうとも、いろいろな環境を維持しているわけさ。（「問題になるのは森林のほうが大変だとか荒れているということは見ているでしょう。そうなのになぜそれくらいお金出して自分たちの生活を守る気持ちにならなければ。山持っている人は大いに賛成、加美町の場合、色麻町の場合」「宮城県環境税の中で森林への手当ても行っている」「それもある」の声あり）

議長（吉田眞悦君） みんなそれを分けているわけさ。ただ、これは森林に特化した税なんだね、創設してくださいという。（「我々に関係ある。俺は賛成だ」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 今回は配付のみと。

議長（吉田眞悦君） 議運の委員さんの中でそういう意見もあるので、皆さんで確認をしていただきたい。私は出すなというのでなくてまず今回はということで今後の流れを見たほうがいいということで。（「何で今回だっていいことは早くやりなさい、悪いことはゆっくりでいい」「まとまらなければ成立できない」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員のような意見もございしますが、今回は配付のみとしたいと思いますよろしいですか。（「はい」の声あり）

それから、前回橋本委員からこの請願、陳情等を受け取った後に議長が受理した段階で見られないかという見解が示されましたが、議運にかかるまでの間に陳情文書を見ることができないかと言われたことについて局長がいろいろ調査したそうですので。

事務局長（吉田 泉君） 前回、橋本委員から陳情書を議長が受理して議運に諮問して諮る前までの間、間があいたときにそこを何とか、例えば委員に何かの形で間をあげないで早く周知するとか、その部分の取り扱いというんでしょうか。それができるかできないかという部分。あとは近隣でどのような今の状況がどうなっているのかという、情報収集ということでそのと

き終わったかと思いますが。

それで、今の件なんですが、陳情書を受理して議運にかける前までの間、ここの取り扱いは特段の定めがありませんので、ここでどうするかというのは議長の判断になります。調べましたらあくまでも議長の判断になります。

近隣を調べてみましたが、県北6町におきましては本町と全く同じ流れでございます。基本的には同じです。隣の石巻市につきましては本町と同じでございます。ただ、大崎市につきましては、陳情は受理しましたらすぐ配付されるそうです。陳情については。あとは議員活動の一環の中で議員発議であるとかおのおのやっていたというスタイルでした。大崎市はそのスタイルです。（「議運にかけるわけではないの」の声あり）そうです。すぐ配付するそうです。（「あとは議員個々が判断する」の声あり）もちろん請願の取り扱いには本町と同じですが、大崎市はそうでした。石巻市はうちと同じでございます。

委員長（大橋昭太郎君） そういうことですので、橋本さん、御理解いただいたでしょうか。（「はい」の声あり）

事務局長（吉田 泉君） あとは議長の判断。（「見せてくださいとか言うのに、いや見せませんということはありませんので」の声あり）大体、陳情書が提出されるころというのは大体電話が多いですね。事務局にお電話いただきましてスケジュール聞いてから出すものですから、そんなに間をあけて離れるということはないんですね。近隣にも聞きましたが、大体それなりのスパンで受理されて議運にかけているという流れになっているようですが、長いときもありますので。（「議運にかけてという流れはそのままではいいと思いますので」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）橋本さん、そういうことですので、よろしいですか。

以上かと思いますが、その他でございますが、先日6月に決まりましたら議会運営委員会所管事務調査研修報告書、一応書いてきましたので、21日の8月会議のときまでチェックしてきていただきまして、言っていたければ訂正いたしますので、それなりに皆さんに諮りますのでよろしく願いいたします。（「これは9月議会に出すんでしょう」「21日まで見てきてということ」の声あり）

委員（橋本四郎君） ここの説明の文章だけれどもその説明に対してこんな話も出たんだとつけ加えるべきではないか。向こうの説明だけ書いてある。（「まとめ」の声あり）まとめになるにはこちらがどういうことを想定あるいは感じてきたかあるいはどういうところの話が出たかくらい書くのが当たり前でないですか。説明文だけ書くならば、どこかの資料もらって配れば

いいです。

委員長（大橋昭太郎君） わずかですけれども書いていますので、見ていただいて、不足部分がありましたら。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

以上としたいと思いますが、副委員長。

副委員長（藤田洋一君） それでは、大変きょうはびっしりと中身の濃い全員協議会、議運と。やっと5分前ですが、後の予定がありますので、皆さん待っていると思いますので、きょうはこれで終わりたいと思います。

大変御苦労さまでございました。

午後5時53分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長高橋美樹が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年8月18日

委員長